

「その他」の論点について

1 容器包装の範囲

(1) 現状

現行の容器包装リサイクル法において容器包装とは、「商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。」(法第2条第1項)とされている。このため、現行法においては、次のようなものは対象とされていない。

- ・ 容器でも包装でもないもの
ex) トイレットペーパーの芯、ラップフィルムの芯
- ・ 商品そのものである容器包装
ex) バケツ、商品として販売される紙箱や包装紙
- ・ 商品以外のものに付された容器包装
ex) 景品、賞品、試供品に付した容器や包装、家庭で付した容器包装、手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- ・ 役務の提供に伴う容器包装
ex) クリーニングの袋、病院内で提供される薬袋、フィルムのネガを入れたプラスチック製の袋
- ・ 中身の商品と分離して不要にならない容器包装
ex) CDやDVDのケース
- ・ 中身の商品と分離した場合に保管時の安全や品質保持等に支障があり不要にならない容器包装
ex) 貴金属の保管ケース

(資料3の1及び2)

(2) 課題

現行法の対象となっている容器包装と比較した場合の相違点等を踏まえ、容器包装の範囲についてどのように考えるか。

(3) 検討の方向

「容器包装」の定義についてどのように考えるか。

「商品」の定義についてどのように考えるか。

役務の提供に伴う容器包装についてどのように考えるか。

クリーニングを営む事業者については、現在、宅配サービス（持ち帰り用の包装が不要、配達時に包装を回収可能）を実施している事業者も存在する。また、日本クリーニング環境保全センターにおいては、マイバックの普及促進及びポリ袋の自主的な回収によるリサイクルシステムの構築を検討している（資料3の3）。

2 事業系容器包装廃棄物の取扱

(1) 現状

現行の容器包装リサイクル法においては、主に家庭から排出される容器包装廃棄物を対象としており、オフィスビルや駅等から事業活動に伴い排出される容器包装廃棄物（以下「事業系容器包装廃棄物」という。）については、一部*を除き、対象としていない。

*市町村が収集する紙製容器包装

これは、事業系容器包装廃棄物については、紙製容器包装を除き産業廃棄物に分類されるが、廃棄物処理法第11条第1項（事業者及び地方公共団体の処理）において「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」とされており、オフィスビルや駅等の管理等を行う事業者に処理責任が課されているためである。

事業系容器包装廃棄物の処理方法をみると、排出方法については、プラスチック製容器包装廃棄物及び紙製容器包装廃棄物以外の容器包装廃棄物は、資源ごみとしてかなりの割合で分別され、排出されている。また、その後の処理の状況についても、排出方法と同様にプラスチック製容器包装廃棄物及び紙製容器包装廃棄物以外の廃棄物については、かなりの割合でリサイクルされているところである（資料3の4）。

(2) 課題

現行の容器包装リサイクル法の対象となっていない事業系容器包装廃棄物について、法の対象に追加する必要があるか。

(3) 検討の方向

事業系容器包装廃棄物は、紙製容器包装を除き、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物と分類されるため、排出者である事業者はその処理責任が課されている。そのため、これらの廃棄物を容器包装リサイクル法の対象とした場合には、当該事業者に対する廃棄物処理法上の処理責任が十分に課せられないこととなるが、これについてどのように考えるか。

3 紙製容器包装の取扱

(1) 現状

紙製容器包装廃棄物については、平成12年度に容器包装リサイクル法の対象となってから、約5年が経過したところであるが、平成15年度の分別収集実施市町村数の割合は、他の容器包装廃棄物に比べ低いものとなっている（平成15年度23.7%、資料3の5）。この理由としては、

その他の容器包装廃棄物に比較して、容器包装リサイクル法の対象となったのが遅いこと

多くの市町村が新聞、雑誌等の古紙類とともに回収し、紙製容器包装としての区分において回収していないこと
等が考えられる。

紙製容器包装廃棄物については、特定事業者数が多いこともあり、再商品化委託費の約7割（平成17年度予算ベース）が（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）の経費に充当されている（資料3の6）。

(2) 課題

紙製容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法において、どのような位置付けとすることが適当か。

(3) 検討の方向

現状の古紙類とともに回収されている紙製容器包装廃棄物について、どのように考えるか。

紙製容器包装廃棄物の分別収集実施市町村数を増加させるためには、どのような施策が考えられるか。

紙製容器包装廃棄物については、引き続き容器包装リサイクル法の対象とすべきか否かについて、どのように考えるか。

4 小規模事業者の適用除外

(1) 現状

現行の容器包装リサイクル法においては、小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、その事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間）における売上高が政令で定める金額以下である者）が利用等を行った容器包装廃棄物の再商品化義務については、これを免除しているところである（資料3の7）。これは、

小規模事業者が利用等を行う容器包装の量が少ないと考えられること

小規模事業者が負担すべき再商品化委託費の額が、その徴収等の事務に要する協会の事務処理コスト*よりも小さく、費用効率が悪いと考えられること

等を理由とするものである（資料3の8）。

*協会の推計によると、1つの特定事業者に対して委託契約などの手続を行うためのコストは約5,000円程度

市町村が分別収集した容器包装廃棄物のうち、小規模事業者が利用等を行ったと見なされる分量について、協会に引き渡された場合には、その再商品化に要する費用は市町村が負担している（資料3の9）。

(2) 課題

小規模事業者の適用除外について、見直す必要があるか。

(3) 検討の方向

小規模事業者に対する容器包装リサイクル法の適用の有無については、その費用対効果も踏まえ、どのように考えるか。

小規模事業者に係る再商品化委託費の市町村負担については、どのように考えるか。

5 ただ乗り事業者対策

(1) 現状

容器包装リサイクル法に基づくただ乗り事業者とは、同法に基づく容器包装廃棄物の再商品化義務を履行しない特定事業者を言い、以下の4つに大別することができる。

未申込事業者：再商品化委託費の支払義務があるにもかかわらず、協会と委託契約を締結しない特定事業者。

過少申告事業者：実際に利用等をしている容器包装の量よりも、協会に申告する量が少ない事業者。

非継続事業者：過年度において一旦は協会と再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの債務を履行することにより再商品化をしており、かつ、事業を継続しているにもかかわらず、継続して協会と再商品化委託契約を締結しない特定事業者。

協会未収事業者：協会と再商品化契約を締結するものの、当該契約に基づく自らの債務を履行しない特定事業者。

ただ乗り事業者が発生する理由としては、

容器包装リサイクル法に基づく義務が生じていることを認識していない罰則等の措置が弱く、抑止力が働いていない（現行法では、50万円以下の罰金のみ）

等が考えられる。

平成16年度に協会と委託契約を締結した特定事業者は、67,977事業者であり、再商品化義務総量と協会との委託契約に基づく契約量により推計すると、状況は改善傾向にはあるものの、未だ一定の量はただ乗り事業者が存在していると考えられる（資料3の10）。

これに対し、関係省庁によるただ乗り事業者対策として、容器包装リサイクル法において、

- ・主務大臣による報告徴収（第39条）
- ・主務大臣による指導及び助言（第19条）
- ・主務大臣による勧告・公表及び命令（第20条）
- ・第20条の命令に従わない者に対する罰則（第46条）

が規定されている。

例えば経済産業省においては、これまで報告徴収を364事業者に行うと

ともに、指導文書を283事業者に、勧告文書を100事業者に対して発出している（資料3の11）。

容り協会においても、再商品化義務履行者の情報をホームページで公開するとともに、主務省からの要請に基づきただ乗り事業者の情報を提供する等の関連業務を実施している。

(2) 課題

ただ乗り事業者を防止するために、どのような取組が必要か。

(3) 対応の方向

罰則の強化等により更なる抑止力の強化を図ることはできないか。

公表制度を活用した消費者による監視等、更なる対策が考えられないか。

6 指定法人のあり方

(1) 現状

現行の容器包装リサイクル法における指定法人の業務は、第22条(業務)において「特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものとする。」とされている。

また、現行法では、指定法人の指定について「主務大臣は、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定による法人であって、次条に規定する業務(以下「再商品化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。」とされている。

容器包装リサイクル法施行後、協会のみが指定の申請を行い、主務大臣により指定を受けているが、同法においては、必ずしも指定法人を一つに限定しているものではない。

一方、協会においても、事務の効率化や情報公開による透明化を進めてきており、平成17年度の再商品化事業者選定入札からは、従来の平均落札単価のみではなく、市町村の保管施設ごと、品目ごとに落札した事業者の名称、再商品化手法、落札トン数、落札単価を公開することとしている。

容器包装のリサイクルシステムが存在する諸外国においては、ドイツやフランスのように、協会と類似の業務を行う法人が複数存在している例もある。

(2) 課題

現行制度における指定法人のあり方、役割等について検討する必要があるのではないか。

7 容器包装廃棄物の輸出の位置付け

(1) 現状

廃棄物の輸出については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」という。）及び廃棄物処理法により一定の規制が設けられている。例えば、バーゼル法においては、第4条（輸出の承認）第1項において「特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第3項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。」とされており、また、廃棄物処理法においては、第10条第1項において「一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。」とされているところである。

外国為替及び外国貿易法第48条第3項：経済産業大臣は、前2項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第10条第1項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

一方、現行の容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物を輸出して再商品化することを想定した法制となっていない。このため、容器包装廃棄物を輸出することを禁止する規定や再商品化の国内実施を義務づける規定は定められていない。

近年、循環資源の国際的な移動の進展を背景に、国内においては廃棄物として扱われる循環資源の一部が、アジアを中心とする諸外国に輸出され、国際的にリサイクルされている例が見られる（資料3の12）。こうした状況の下、平成16年4月末に、中国政府から、我が国企業が輸出した廃プラスチックに再生利用できないものが混入しており、中国国内法等に違反するとして、日本政府に対し厳正な対処を求める旨の通報があり、同年5月以降、中国政府は、日本政府からの廃プラスチックの暫定的な輸入停止措置を継続している（資料3の13）。また、我が国においては、かねてより、市町村において家庭等から収集した廃ペットボトル等が国内の事業者売却され、当該事業者から海外へ輸出される事例が散見される。

このため、環境省としては、関係地方公共団体に対して、廃棄物等の不適正な輸出を防止するための関係通知を発出したところである（資料3の14）。

また、産業構造審議会環境部会廃棄物リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループにおいて、平成16年10月に報告された「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」の中で、国際的な資源循環について以下のような方向が提示されている（資料3の15）。

- (1) 各国単位での循環型経済社会構造への転換
- (2) 適正なアジア域内資源循環システムの構築
 - ・ 製造事業者等による高度な資源循環ネットワーク
 - ・ 国際資源循環取引における汚染性の管理

(2) 課題

容器包装廃棄物、特に廃ペットボトルの輸出について、どのように考えるか。

(3) 検討の方向

国際的な資源循環のシステムの考え方、廃棄物処理法における国内処理の原則、国際資源循環取引における汚染性の管理の必要性等を踏まえ、国内で排出される容器包装廃棄物、特に廃ペットボトルの輸出について、どのように考えるか。

8 識別表示のあり方

(1) 現状

現在の容器包装の識別表示については、資源有効利用促進法により義務付けられており、消費者の分別排出の円滑化を通じて、容器包装廃棄物の再商品化に貢献している。

対象容器包装	実施時期
スチール缶及びアルミ缶	平成 3 年 1 0 月
ペットボトル	平成 5 年 6 月
紙製容器包装及びプラスチック製容器包装	平成 1 3 年 4 月

資源有効利用促進法による識別表示は、容器包装リサイクル法の再商品化義務と異なり、事業規模の大小に関係なく、すべての容器包装の利用及び製造事業者に義務が課せられている（資料3の16）。

経済産業省が平成15年度末に行った調査では、その時点で約98%程度の対象容器包装に識別表示がされていることが確認されている（資料3の17）。

一方、容器包装の識別表示については、市町村の分別排出区分と必ずしも一致しておらず、分かりづらいとの指摘もある。

(2) 課題

現行の識別表示は国民に定着しているか。消費者の分別排出の円滑化のために有効に機能しているか。

(3) 検討の方向

市町村ごとに廃棄物の排出区分も異なるが、消費者の分別排出の円滑化のために、より有効に機能する識別表示が必要か。

9 普及啓発・環境教育

(1) 現状

現行の容器包装リサイクル法においては、同法第5条第4項（国の責務）において「国は、教育活動、広報活動等を通じて、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。」とされており、また、同法第6条第3項（地方公共団体の責務）においても「都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」とされている。

また、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）における「六 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項」においても、国及び地方公共団体に対し、国民への普及啓発及び環境教育の必要性について指摘しているところである。

さらに、循環型社会形成推進基本法においては、同法第27条（循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等）において「国は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

このほか、循環型社会形成推進基本計画における「第5章 各主体の果たす役割」の「第2節 NPO・NGO」においても、「・・・3Rの推進や地域住民のライフスタイルの見直しの支援など地域の環境保全のための活動、国民・事業者などの循環型社会の形成に向けた行動の促進のための環境教育・環境学習や啓発活動、さらに地域コミュニティ・ビジネスとして持続可能かつ広がりのある活動が行われます。」とされている。

国及び地方公共団体の普及啓発・環境教育への取組については、各主体ごとに様々な取組が行われている（資料3の19）。一例として、国においては、ごみを減らす暮らし方である「リ・スタイル」を提唱し、これを周知するため、Webマガジン「Re-Style」（<http://www.re-style.jp>）の発行等を行っている（資料3の20）。また、地方公共団体においても、パンフレット等による普及啓発等を行っており、中には独自のキャラクターを活用しているものも見受けられる（資料3の21）。

(2) 課題

国や地方公共団体の普及啓発・環境教育への取組は、十分に果たされているか。

(3) 対応の方向

現行法、基本方針等に掲げられている取組をこれまで以上に果たしていくためにはどうしたらよいか。

現行法、基本方針等に掲げられている役割以外にどのようなものが考えられるか。